明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条　約〕
○刑を言い渡された者の移送に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の条約（一二）　二
〔省　令〕
○商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令（農林水産・経済産業三）　八
〔告　示〕
○刑を言い渡された者の移送に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の条約の効力発生に関する件（外務二九三）　九
○食品の製造過程の管理の高度化に関する基本方針の一部を改正する件（厚生労働・農林水産一）　一〇
○農地法第四条第一項の規定に基づき農林水産大臣が指定する市町村を告示する件の一部を改正する件（農林水産一四〇三）　一〇
○旧一般ガスみなしガス小売事業者指定旧供給区域等小売供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値の全部を改正する件（経済産業一五九）　一一
○旧簡易ガスみなしガス小売事業者指定旧供給地点小売供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値の一部を改正する件（同一六〇）　一五
○ガス事業託送供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値の全部を改正する件（同一六一）　一五
〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　一五
裁判所
破産、免責、再生関係　一七
特殊法人等
独立行政法人住宅金融支援機構参加者の有無を確認する公募手続に係る参加申込書の提出を求める公示、東日本高速道路株式会社社債金の額及び徴収期間の変更、公立学校共済組合役員の退職及び就職、企業年金基金設立関係　一三
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、行旅死亡人関係　一三
会社その他
会社決算公告　一三

本号で公布された法令のあらまし

◇刑を言い渡された者の移送に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の条約（条約第一二号）（外務省）

この条約は、我が国とベトナムとの間で、相手国において刑を言い渡された自国民等受刑者をその本国に移送するための手続等について定めたものである。この条約は、前文、本文一七箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

1　この条約の適用上、「刑」とは、裁判所が犯罪を理由として命ずる有期又は無期のあらゆる刑罰であって自由の剥奪を伴うものを、「移送国」とは、刑を言い渡された者を移送し得る締約国又は移送した締約国を、「受入国」とは、刑を言い渡された者がその刑に服するために移送され得る締約国又は移送された締約国をいう。（第一条関係）

2　締約国は、刑を言い渡された者の移送に関してこの条約に従って協力のための最大限の措置をとることを約束する。刑を言い渡された者は、自己に言い渡された刑に服するため、移送国の領域から受入国の領域に移送されることができる。（第二条関係）

3　刑を言い渡された者については、判決が確定していること、当該刑を言い渡された者が移送に同意していること、刑が科せられる理由となった作為若しくは不作為が受入国の法令により犯罪を構成すること又は受入国の領域において行われたとした場合において犯罪を構成すること、移送国及び受入国が移送に同意していること等の条件が満たされている場合に限り、この条約に基づいて移送することができる。（第三条関係）

4　各締約国は、両締約国間の連絡を円滑にするため、中央当局を指定する。（第四条関係）

5　移送の要請及び回答は、書面により行う。要請を受けた締約国は、要請された移送に同意するかしないかについての決定を速やかに要請を行った締約国に通報する。（第五条関係）